

2023年改定 AIB 国際検査統合基準 質問回答

Q. 要求事項 1.16.1.7『動物の餌として使用されるヒト用の食品の副産物は、汚染を防ぐために、清潔で、ラベルを付け、蓋をした容器に保管されていること。』について、どんな場所に保管している場合でも必ず蓋が必要でしょうか。

A. 本要求事項で想定される危害の可能性は、飼料用になる廃棄物の近く殺虫剤などの薬剤が使用されることによる化学的汚染や、鳥や鼠などの有害生物を誘引してしまう事象が考えられます。これらの対策について監査員が問題ないと判断できれば評価対象にはなりません。既存の要求事項 2.2.1.7『廃棄物用のコンテナやコンパクターには、蓋を閉めるか、カバーを掛けて、それらをコンクリート製の受け台に設置するか、有害生物の誘引や繁殖を最小限にとどめる方法で設置していること。』も類似した目的です。併せてご参照ください。

Q. 要求事項 1.22.1.5『冷蔵庫、冷凍庫、その他の温度管理された保管場所には、連続記録式の温度計またはその他のモニタリングシステムが設置されていること。』について、連続式温度記録装置が設置されていない場合、機械式の温度記録設置の設置が必須になりますか。

A. 毎日目視による定期温度点検が実施されていれば、この要求事項を満たしていると判断できます。ただし、稼働休止日のような温度点検を担当する全ての従業員が休日となる時に、温度記録ができない日が生じないようにご注意ください。

Q. 要求事項 1.25.1.6『配送車両に封印や南京錠などのセキュリティ対策を施し、その使用状況を記録していること。』について、物理的に施錠ができないトラックはどうすればいいのでしょうか。

A. 本要求事項は、意図的な汚染に対して最終製品が汚染されないようにするためのものです。フードディフェンス上の観点から、攻撃者がトラックに積んだ最終製品を攻撃（毒物混入や製品のすり替えなど）させないようにするための対策が求められます。トラックの運転手が一次配送先までトラックから離れない状況であれば、攻撃される機会はないと判断できます。一方で、運転手が休憩のためにトラックから離れる際、物理的なセキュリティ対策が全くない場合には管理方法を見直す必要があると言えます。

Q. 要求事項 1.27.1.2『ロッカーやロッカールームに食品や飲料、あるいは食品安全上のリスクを有する物を保管していないこと。』について、どんな場合でも評価されますか。

A. 監査員は、リスクの可能性を判断して評価いたします。この要求事項では、ロッカー室内で放置された飲食物によってゴキブリなどの有害生物を誘引してしまう可能性や、工場内に持ち込んではいけないアレルゲン物質が作業服に付着することによる交差汚染の可能性などを防止するなどの目的があります。また、チルド弁当が常温のロッカー室で長時間放置されることにより従業員の健康を害する可能性も想定されます。これらの危害の可能性に関して、適切な対策が実施されていれば評価対象にはならない場合があります。

Q. 要求事項 4.11.1.3『遠隔モニタリング装置を含むすべてのライトトラップの点検作業（点検や手入れ）を、リスクに基づく頻度で定期的実施していること。』について、リスク評価結果の文書化は必要でしょうか。

A. トラップのモニタリング頻度の妥当性を示す目的でリスク評価結果の文書化が必要になります。それが無い場合は、従来通り、『昆虫の活動の高い時期には1週間ごとに、また活動の低い時期に1ヵ月ごとの頻度』でモニタリングが必要になります。

Q. 要求事項 5.13.1.9『食品安全上重要な場合は、温度管理している車両内に温度の連続式モニタリング装置を設置し、輸送中の温度記録を保管していること。』について、連続式モニタリング記録は全ての原料納品記録として保管する必要がありますか。

A. 要求事項には、納品ごとに連続温度記録を入手することは明記されていません。工場ですべての入手頻度を定めている場合や、納品業者に依頼していつでも入手できる状態であれば本要件を満たしていると判断いたします。

Q. 要求事項 5.15.1.2 『フードディフェンスプランには、脆弱性の評価で特定された意図的な危害を低減させる措置を定義し、以下を盛り込んでいること： ● 特定されたリスクのモニタリング ● モニタリングの頻度 ● 是正処置 ● 計画-定められた頻度での再評価 ● 記録の保持』について、全ての記録が必要でしょうか。

A. 脆弱性の評価の結果、重大な脆弱性があると評価した項目について、本要求事項を検討する必要があります。重大な脆弱性はない場合は本要求事項は対象外となります。フードディフェンスの重大な脆弱性は、HACCP の CCP とイメージしていただくと分かりやすいと思います。

Q. 2022 年までの要求事項から除外された項目は、監査の対象から外れると考えていいのでしょうか。

A. 要求事項から削除されたものは監査対象外になったと捉えていただいて構いません。ただし、『1.34 再利用する通い容器』のように要求事項タイトルは削除されても、一部の要求事項は別の要求事項 3.11.1.3 『通い容器を十分に清浄な状態に維持するために、汚染物を特定する、または除去するための乾式あるいは湿式清掃の工程もしくは検査が実施されていること。』に組み込まれているものもあります。

※その他ご不明点等ございましたら、弊所フードセーフティ事業部にお気軽にお問い合わせください。